

第 22 期 事業年度（令和 4 年度）

事業報告書



独立行政法人

家畜改良センター

National Livestock Breeding Center

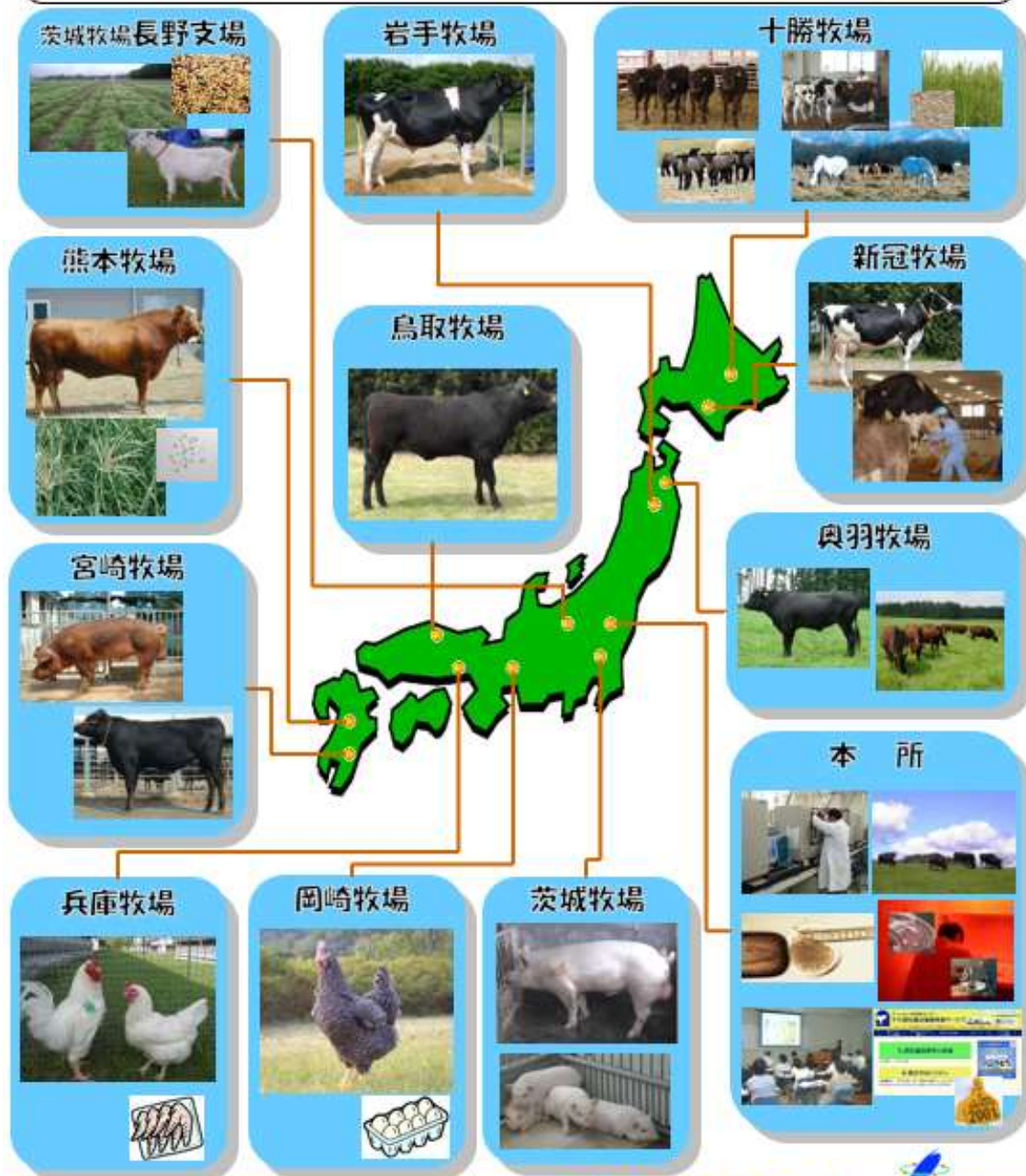
目 次

1. 法人の長によるメッセージ	2
2. 令和4年度トピックス	3
3. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）	6
4. 法人の目的、業務内容	6
(1) 法人の目的	
(2) 業務内容	
5. 中期目標	8
(1) 概要	
(2) 一定の事業等のまとまりごとの目標	
6. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等	10
7. 中期計画及び年度計画	12
8. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉	16
(1) ガバナンスの状況	
(2) 役員等の状況	
(3) 職員の状況	
(4) 重要な施設等の整備等の状況	
(5) 純資産の状況	
(6) 財源の状況	
(7) 社会及び環境への配慮等の状況	
9. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策	21
(1) リスク管理の状況	
(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況	
10. 業績の適正な評価の前提情報	23
11. 業務の成果と使用した資源との対比	28
(1) 自己評価	
(2) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況	
12. 予算と決算との対比	31
13. 財務諸表	32
(1) 貸借対照表	
(2) 行政コスト計算書	
(3) 損益計算書	
(4) 純資産変動計算書	

(5) キャッシュ・フロー計算書	
14. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報	35
(1) 貸借対照表	
(2) 行政コスト計算書	
(3) 損益計算書	
(4) 純資産変動計算書	
(5) キャッシュ・フロー計算書	
15. 内部統制の運用に関する情報	36
16. 法人の基本情報	39
(1) 沿革	
(2) 設立に関する根拠法	
(3) 主務大臣	
(4) 組織図	
(5) 事務所（従たる事務所を含む）の所在地	
(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況	
(7) 主要な財務データの経年比較	
(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画	
17. 参考情報	45
(1) 要約した財務諸表の科目の説明	
(2) その他公表資料等との関係の説明	

～日本の畜産 改良と技術で育てます～ (独) 家畜改良センターの業務概要

家畜改良センターは、畜産の発展と豊かな食生活に貢献することを使命としています。
このため、センター本所と全国11か所の牧場が連携して①高能力な種畜の作出、②牛の個体識別業務、③畜産新技術の実用化・普及、④飼料作物の増殖に必要な種苗の生産等を進めています。



(独) 家畜改良センター



1. 法人の長によるメッセージ

独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」という。）は、農林水産大臣から示された第5期中期目標（令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間）をもとにセンターの中期計画を策定し、それに基づいて、民間では取り組みがたいリスクの高い事業や、中立・公平性の求められる業務に取り組んでいます。

具体的には、国産資源や希少系統を活用した種畜・育種素材等の生産・供給、全国的な規模での遺伝的能力評価、多様な遺伝資源の確保・活用に努めています。

また、畜産GAPの取得に向けた取組を進めるとともに、食品安全、環境保全、労働安全、アニマルウェルフェア等のSDGsに配慮した畜産物生産活動の推進を図ってまいります。

さらに、飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び配布等を行うとともに、牛トレーサビリティ法に基づく牛個体識別台帳の管理等の法令に基づく事務や伝染性疾病や自然災害が発生した場合の緊急対応に取り組み、我が国の畜産業の発展及び国民の豊かで安全・安心な食生活の確保に貢献してまいります。

最近の畜産をめぐる情勢は、ウクライナ情勢に伴う穀物価格の上昇等による配合飼料価格の高騰や、原油価格の高騰等による生産資材の値上がりなどが畜産物の安定供給にマイナスの影響を及ぼしています。わが国畜産において、自給飼料の確保・増産や、より効率的な飼養管理技術が、ますます重要となっていくと考えています。国内においては、豚熱や鳥インフルエンザなどの家畜疾病や、気候変動が背景とも言われる大雨などの自然災害も頻発しており、これらに対応するサポートも重要性が増している状況となっています。

このような中、法人の使命である「能力や品質を高めた家畜・家きんの開発・供給」「新たな飼養管理技術など提供」「飼料作物種苗の生産・供給」などを確実に実施し、わが国畜産の足腰をより強いものとして、国民生活の安定に貢献することが、強く求められていると感じています。この負託に応えるため、センターが蓄積してきた技術やノウハウを活かし、また、職員の能力が最大限発揮できるよう、運営に努めることが重要と考えています。

最後になりますが、センターは、「食料・農業・農村基本計画」、「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」や「家畜改良増殖目標」等の実現に向けた政策実施機関としてその役割を果たすとともに、わが国畜産の発展と国民の豊かで安全・安心な食生活の確保に貢献するため、今後とも役職員一同が一致団結して、積極的な業務運営を図っていきたいと考えておりますので、引き続きご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

独立行政法人家畜改良センター
理事長 入江 正和

2. 令和4年度トピックス

～全国的な改良の推進～

高能力な乳用雌牛群の作出

一般社団法人日本ホルスタイン登録協会が公表した牛群検定成績（年別別記録牛の305日2年型2021年次都府県）において、乳量・乳脂量の2部門で家畜改良センターの雌牛がベスト10を独占。また、家畜改良センターが公表した国内雌牛評価成績2022-8月において、岩手牧場のRE ワルシ ノルダウ スイック セカンド ET が牛群検定参加牛のうち全国12位をはじめ上位80位以内に4頭、未經産牛NTPにおいて上位50位以内に5頭がランクインしました。



黒毛和種種雄牛が新たに2頭供用開始

家畜改良センター産の種雄牛「福美国（ふくみくに）」、「奥晴花（おくはれはな）」の2頭が選抜され、一般社団法人家畜改良事業団において供用（精液供給）が開始されました。



「福美国」

「奥晴花」は、後代検定において、枝肉重量515kg、ロース芯面積73cm²、バラの厚さ8.3cm、皮下脂肪厚2.5cm、歩留基準値75.8%とバランスの取れた成績を示すとともに、脂肪交雑についても8.7を記録し、質量兼備で安定した成績を示した藤良系の種雄牛です。

「福美国」は、希少系統である藤良（ふじよし）系の始祖牛「第6藤良」号の遺伝子を保有する確率が約7%であり、令和4年8月の選抜時における供用中の種雄牛における育種価が、バラの厚さと歩留基準値1位、ロース芯面積7位、枝肉重量14位と優秀な成績を示しました。



「奥晴花」

潜性白色プリマスロックで、育成率やムネ肉歩留に優れた新たな系統（1330系）の配布を開始

兵庫牧場が、新たな国産鶏種として潜性白色プリマスロック種1330系統の供給（配布）を開始しました。

1330系統は、供給中の2系統（13、981系統）と同様、潜性白色という特徴があり、有色鶏種と交配した場合、交配相手と同じ羽色の鶏を生産することができます。この特性を生かし、産卵性能に優れた地鶏等の作出に活用することができます。



さらに

1330系統は増体性や歩留まりにも優れており、肉質分析においても13系統と比較し、うま味に関連する遊離アミノ酸やイノシン酸の含有量が高く、13系統や981系統よりも育成率が高い傾向にあります。（平均2.7ポイント増）



～飼養管理の改善等への取組～

茨城牧場及び宮崎牧場が新たに畜産JGAPの認証牧場に



宮崎牧場が令和4年8月5日、茨城牧場が令和5年2月2日にJGAPの初回審査を受審し、それぞれ令和4年9月8日付け、令和5年3月7日付けで認証を取得

JGAPや農場HACCPの認証を既已取得していた牧場においては、更新又は維持審査を受審し、認証を継続

SDGsの理念に沿った持続可能な畜産運営に向けて引き続き認証、更新の取組を継続していきます。

JGAP認証牧場

奥羽牧場 岩手牧場 茨城牧場
岡崎牧場 熊本牧場 宮崎牧場

HACCP認証牧場

十勝牧場
岩手牧場

～調査・研究及び講習・指導～

豚肉の非破壊的脂肪質評価の実用化

食肉市場で牛枝肉用として普及している携帯型近赤外光ファイバ装置に、公益社団法人日本食肉格付協会と家畜改良センターの共同で開発した豚脂肪質用ソフトを適用することで、豚肉をミンチにすることなく（非破壊）かつ迅速に脂肪酸組成の評価が可能となりました（令和3年4月プレスリリース）。

令和5年1月から、公益社団法人日本食肉格付協会は、この技術を豚枝肉格付のオプション（有料）として用い、オレイン酸、多価不飽和脂肪酸等の測定結果を提供開始



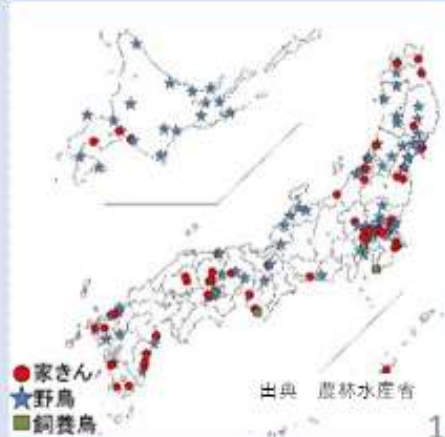
豚枝肉取引段階でこれまでの目視だけでなく迅速な脂肪質の光学評価により、科学的な付加情報の提供が可能に

～センターの人材・資源を活用した外部支援～

家畜伝染病が発生した際の防疫作業等の緊急支援

国内において、口蹄疫、鳥インフルエンザ等の家畜伝染性疾病が発生した場合、防疫作業に関する緊急的な人的支援に関して農林水産省等からの要請に基づき職員派遣に取り組んでいます。

令和4年度 国内における高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ発生状況



令和4年度は、栃木県で発生した豚熱や北海道で発生した鳥インフルエンザ等に対して防疫対応作業の緊急支援要請を受け、防疫現場で不足となるフォークリフト等の重機の取扱いに熟練した職員を本所及び全国の7牧場から、延べ76名を派遣しました。



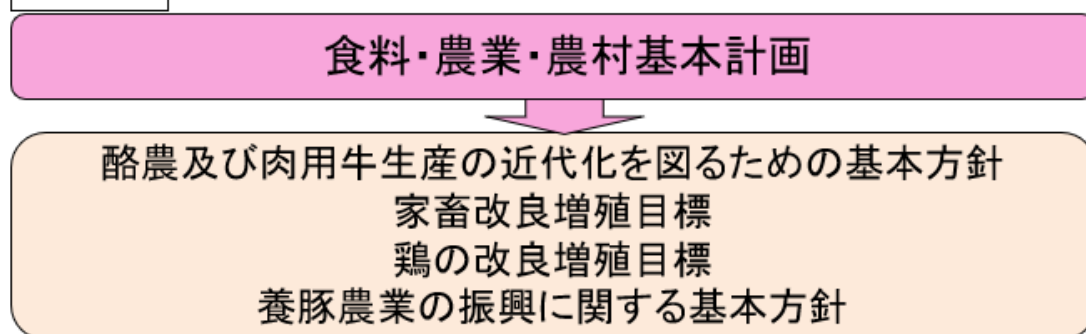
家畜伝染病予防のため、日々の防疫管理が重要です。

3. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定、以下「基本計画」という。）に掲げられた食料の安定供給の確保、基本計画と連動して策定された酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針（令和2年3月31日農林水産省策定、以下「酪肉基本方針」という。）、家畜改良増殖目標（令和2年3月31日農林水産省策定）、鶏の改良増殖目標（令和2年3月31日農林水産省策定）及び養豚農業の振興に関する基本方針（平成27年3月31日農林水産省策定）の実現に向けた政策実施機関として、全国的な視点での家畜の改良増殖及び飼養管理の改善、飼料作物種苗の生産・供給等に取り組み我が国の畜産業の発展及び国民の豊かで安全・安心な食生活の確保に貢献する取組が求められています。

さらに、和牛遺伝資源の適正な管理のため、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）に基づき実施される立入検査や和牛遺伝資源の流通管理システムの管理について、長年蓄積してきた知見や技術を活かした協力を実施しています。

政策体系



4. 法人の目的、業務内容

（1）法人の目的

家畜の改良及び増殖並びに飼養管理の改善、飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び配布等を行うことにより、優良な家畜の普及及び飼料作物の優良な種苗の供給の確保を図ることを目的としています（独立行政法人家畜改良センター法（平成11年法律第185号）第3条）。

法人の目的

我が国の畜産の発展と国民の豊かな食生活への貢献
家畜の改良及び増殖並びに飼養管理の改善、飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び配布等を行うことにより、優良な家畜の普及及び飼料作物の優良な種苗の供給の確保を図ること。

(2) 業務内容

センターは、法に定める目的を達成するため、以下の業務を行います。

- ① 家畜、家さん及びみつばちの改良及び増殖並びに飼養管理の改善
 - ② 種畜、種さん、種卵、種ばち、家畜人工授精用精液及び家畜受精卵の配布並びに種畜の貸付け
 - ③ 飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び配布
 - ④ 飼料作物の種苗の検査
 - ⑤ ①～④の業務に関する調査及び研究、講習並びに指導
 - ⑥ ①～⑤の業務に附帯する業務
- また、これらの業務のほか、次の業務を行います。
- ⑦ 家畜改良増殖法の規定による種畜検査委員としての畜舎や家畜人工授精所等への立入り、質問、検査及び収去
 - ⑧ 種苗法の規定による種苗業者から検査のために必要な指定種苗の集取
 - ⑨ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）の規定による遺伝子組換え生物を使用している者等への立入り、質問、検査及び収去
 - ⑩ 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（牛トレーサビリティ法）の規定による牛個体識別台帳の作成や記録等の事務

（独立行政法人家畜改良センター法（平成 11 年法律第 185 号）第 11 条）



5. 中期目標

(1) 概要

第5期中期目標の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。

第4期中期目標期間においては、遺伝子情報を活用した育種改良や、遺伝的多様性に配慮した種畜生産を始め、畜産物をめぐる国際競争の激化に伴い、国産畜産物の輸出拡大や家畜の伝染性疾病への対応が課題となる中、外国人の和牛肉に対する嗜好性調査や豚熱等の侵入リスク低減にも資する豚の受精卵移植など都道府県や民間では技術面やコスト面から実施が難しい業務に取り組んできました。

長年蓄積してきた技術・知見・人材や施設・設備、家畜等の育種資源を最大限に活用しつつ、基本計画や家畜改良増殖目標等の実現に向けた政策実施機関としてその役割を果たすとともに、牛個体識別台帳の管理等の法令に基づく事務の実施機関としての役割を担うこととして中期目標が設定されました。

センターは、第4期中期目標期間において、遺伝子情報を活用した育種改良や、遺伝的多様性に配慮した種畜生産を始め、国産畜産物の輸出拡大が課題となる中、外国人の和牛肉に対する嗜好性調査や豚熱等の侵入リスク低減にも資する豚の受精卵移植など都道府県や民間では技術面やコスト面から実施が難しい業務に取り組んできました。

第5期中期期間においても、長年蓄積してきた技術・知見・人材や施設・設備、家畜等の育種資源を最大限に活用しつつ、基本計画や家畜改良増殖目標等の実現に向けた政策実施機関としてその役割を果たすとともに、牛個体識別台帳の管理等の法令に基づく事務の実施機関としての役割を担うこととして中期目標が設定されました。

なお、詳細につきましては、中期目標_第5期を御覧ください。

<http://www.nlbc.go.jp/johokokai/gyoumujouhou/index.html>

情報公開＞業務に関する情報＞中期目標・中期計画・年度計画)

(2) 一定の事業等のまとまりごとの目標

センターは、中期目標における一定の事業等のまとまりごとの区分に基づくセグメント情報を開示しています。具体的な区分は、次のとおりです。

① 全国的な改良の推進

我が国における全国的な家畜改良を推進するため、国産遺伝資源や希少系統を活用した種畜・種きんの改良や、遺伝的能力評価の実施、畜種ごとの課題に対応した

情報の分析・提供及び多様な遺伝資源の確保・活用に取り組みます。

② 飼養管理の改善等への取組

省力化機器の活用等によるスマート畜産に資するノウハウや、アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理技術をはじめとしたSDGsに配慮した畜産物生産に資するノウハウ、家畜衛生管理に資するノウハウを活用した飼養管理の改善等への取組により、これまでに培われた飼養管理や家畜衛生管理に係る技術情報の提供に取り組めます。

③ 飼料作物種苗の増殖・検査

優良品種の早期普及を図るため、センターが持つ厳格な栽培管理技術や高度な収穫調製技術を駆使し、飼料作物種苗の増殖に取り組めます。

また、厳正な検査の実施のため、センターが有する高度な知識・技術水準を維持し、経済協力開発機構のOECD品種証明制度等に基づく検査及び証明の適正な実施に取り組めます。

④ 調査・研究及び講習・指導

有用形質に係る遺伝子等の解析や食肉の食味に関する客観的評価手法の開発、豚熱等の侵入リスク低減にも資する豚の受精卵移植技術の改善等に取り組むとともに、これらセンターが取り組む調査・研究の成果等のマネジメントの強化に取り組めます。

また、講習・指導については、調査・研究の成果をはじめ、センターが持つ技術を普及するため、国、都道府県、関係団体及び農業従事者を対象とした飼養管理や飼料生産に関する技術研修会等の開催に取り組めます。

⑤ 家畜改良増殖法等に基づく事務

家畜改良増殖法、種苗法及びカルタヘナ法に規定する検査等について、技術、見識及び経験に優れた職員を検査員として任命し、これら検査等の適正な実施に取り組めます。

⑥ 牛トレーサビリティ法に基づく事務

牛トレーサビリティ法に規定する牛個体識別台帳や牛の出生等の届出及び耳標の管理に係る事務等の適正な実施に取り組めます。

また、牛個体識別番号がキー情報となっている全国版畜産クラウドにおける個体識別情報の有効活用に取り組めます。

⑦ センターの人材・資源を活用した外部支援

災害等が発生した場合において、農林水産省、都道府県等からの要請等に応じて、通常業務に支障が生じない範囲で積極的に対応します。

また、外部からの試験研究に関する協力依頼等の作業受託についても、通常業務に支障が生じない範囲で、積極的に対応します。

6. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

センターは、独立行政法人家畜改良センター業務方法書(以下「業務方法書」という。)第2条第2項に基づき、その運営基本理念及び運営方針を策定しており、同条第4項に基づき、役職員の行動規範を定めています。

独立行政法人家畜改良センター運営基本理念及び運営方針

【運営基本理念】

家畜改良センターは、政策実施機関たる独立行政法人として、国民の負託に応じて我が国畜産の発展と国民生活のさらなる向上に貢献するべく、農林水産大臣が定めた中期目標の達成に向けて、独立行政法人家畜改良センター法第11条に掲げる業務を的確に実施することをその運営の基本理念とする。

【運営方針】

家畜改良センターは、

- ・ 我が国畜産が抱える諸課題のみならず先端的な技術の実用化等に対応するべく、
- ・ 関係機関との密接な連携を図りつつ、
- ・ その保有する人材、家畜、技術力等の資源を最大限に活用して、その業務を行う。

その際、

- ・ 理事長のリーダーシップの下、
- ・ コンプライアンスの推進、リスクの評価と対応等の内部統制を的確に実施するとともに、
- ・ P D C Aサイクルの下で、業務運営の見直しに取り組むことにより、常に、効率的、効果的に業務を実施できる体制を確保することとする。

独立行政法人家畜改良センター役職員等行動規範

はじめに

私たち独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」という。）の役職員等は、コンプライアンス（法令等の遵守）の重要性への認識を深め、これを推進するための基本的事項としてこの行動規範を定め、実践します。

1 「私たちは、決まりを守ります。」

（1）法令、社会的規範等を遵守します。

私たちは、センター業務の公共性及び透明性を常に念頭において、高い倫理意識の下いかなる場合においても法令、社会的規範等を遵守し、正直で誠実に行動することによって社会的信頼の確保に努めます。

（2）適正な手続きに基づいた業務運営に努めます。

私たちは、法令等に基づき定めた手順に従い、業務の公平性及び公正性を確保するとともに、透明性の高い業務運営に努めます。

2 「私たちは、社会に貢献する業務を展開します。」

私たちは、我が国畜産業の発展や消費者への安全で信頼できる畜産物等の安定供給に貢献するため、常に社会の要請を把握し、創造的に業務を展開します。

3 「私たちは、風通しのよい職場を築きます。」

私たちは、節度をもって話し合いができる風通しの良い職場を築きます。

4 「私たちは、情報の管理・提供に努めます。」

（1）しっかりとした情報管理をします。

私たちは、業務上取扱う様々な個人情報や知的財産を適正に管理し、情報の誤用、流出及び漏洩の防止に最大限の配慮をします。

（2）確かな情報を積極的に提供します。

私たちは、保有する情報について、さまざまな情報提供手段を積極的に活用し、正確でわかりやすい情報の迅速な提供に努めます。

5 「私たちは、仕事を通じて環境保全に貢献します。」

私たちは、環境問題に対して関心を持ち、業務における環境負荷の軽減に努めるとともに、農林水産業がもつ環境保全機能に対する社会的な理解が深まるよう努めます。

7. 中期計画及び年度計画

センターは、独立行政法人通則法に基づき、中期目標を達成するための計画（中期計画）と当該計画に基づき、その事業年度の業務運営に関する計画（年度計画）を作成しています。

中期計画（第5期：令和3年4月1日から令和8年3月31日まで）と当事業年度に係る年度計画（令和4年度計画）との関係は以下のとおりです。なお、詳細につきましては、第5期中期計画及び令和4年度の年度計画を御覧ください。

<http://www.nlbc.go.jp/johokokai/gyoumujoyoho/index.html>

情報公開＞業務に関する情報＞中期目標・中期計画・年度計画

第5期中期計画	令和4年度計画
第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
<u>1 全国的な改良の推進</u>	
(1) 種畜・種きんの改良 ア 乳用牛 イ 肉用牛 ウ 豚 エ 鶏 オ 重種馬 カ めん羊・山羊等	(1) 種畜・種きんの改良 ア 乳用牛 イ 肉用牛 ウ 豚 エ 鶏 オ 重種馬 カ めん羊・山羊等
(2) 遺伝的能力評価の実施	(2) 遺伝的能力評価の実施
(3) 畜種ごとの課題に対応した情報の分析・提供	(3) 畜種ごとの課題に対応した情報の分析・提供
(4) 多様な遺伝資源の確保・活用 ア 家畜遺伝資源の保存 イ 鶏始原生殖細胞の保存技術を活用した遺伝資源技術の利用・普及 ウ センターの持つ多様な遺伝資源の分散飼育 エ 受精卵の供給	(4) 多様な遺伝資源の確保・活用 ア 家畜遺伝資源の保存 イ 鶏始原生殖細胞の保存技術を活用した遺伝資源技術の利用・普及 ウ センターの持つ多様な遺伝資源の分散飼育 エ 受精卵の供給
<u>2 飼養管理の改善等への取組</u>	
(1) スマート畜産の実践	(1) スマート畜産の実践

ア 乳用牛や肉用牛における省力化機器を活用した飼養管理技術等に関する実践・実証 イ 繁殖雌豚におけるカメラ画像を活用した繁殖管理技術の実用化	ア 乳用牛や肉用牛における省力化機器を活用した飼養管理技術等に関する実践・実証 イ 繁殖雌豚におけるカメラ画像を活用した繁殖管理技術の実用化
(2) SDGsに配慮した畜産物生産の普及 ア 畜産GAPの取得 イ SDGsに配慮した家畜改良の推進 ウ 持続可能な畜産物生産活動に資する技術の実証 エ 持続可能な畜産経営実現への支援	(2) SDGsに配慮した畜産物生産の普及 ア 畜産GAPの取得 イ SDGsに配慮した家畜改良の推進 ウ 持続可能な畜産物生産活動に資する技術の実証 エ 持続可能な畜産経営実現への支援
(3) 家畜衛生管理の改善	(3) 家畜衛生管理の改善
3 飼料作物種苗の増殖・検査	
(1) 飼料作物種苗の検査・供給 ア ISTA認定検査所としての技術水準の確保 イ 飼料作物種苗の適正な在庫の確保 ウ 委託に応じた適切な種苗の増殖	(1) 飼料作物種苗の検査・供給 ア ISTA認定検査所としての技術水準の確保 イ 飼料作物種苗の適正な在庫の確保 ウ 委託に応じた適切な種苗の増殖
(2) 飼料作物の優良品種の普及支援	(2) 飼料作物の優良品種の普及支援
4 調査・研究及び講習・指導	
(1) 有用形質関連遺伝子等の解析 ア 家畜・家きんの有用形質関連遺伝子等の解析 イ 効率的な牛の育種改良に資する受精卵評価手法等の開発	(1) 有用形質関連遺伝子等の解析 ア 家畜・家きんの有用形質関連遺伝子等の解析 イ 効率的な牛の育種改良に資する受精卵評価手法等の開発
(2) 食肉の食味に関する客観的評価手法の開発 ア 食肉における食味に影響を及ぼす成分とその影響力に関する調査・解析	(2) 食肉の食味に関する客観的評価手法の開発 ア 食肉における食味に影響を及ぼす成分とその影響力に関する調査・解析

イ 海外産牛肉と和牛肉との肉質比較に関する調査・解析	イ 海外産牛肉と和牛肉との肉質比較に関する調査・解析
(3) 豚の受精卵移植技術の改善	(3) 豚の受精卵移植技術の改善
(4) 知財マネジメントの強化	(4) 知財マネジメントの強化
(5) 講習・指導	(5) 講習・指導 ア 中央畜産技術研修会の開催 イ 個別研修・海外技術協力の研修等の実施
<u>5 家畜改良増殖法等に基づく事務</u>	
(1) 家畜改良増殖法に基づく事務	(1) 家畜改良増殖法に基づく事務
(2) 種苗法に基づく指定種苗の集取及び検査並びにカルタヘナ法に基づく立入検査	(2) 種苗法に基づく指定種苗の集取及び検査並びにカルタヘナ法に基づく立入検査
<u>6 牛トレーサビリティ法に基づく事務</u>	
(1) 牛トレーサビリティ法に基づく委任事務の実施	(1) 牛トレーサビリティ法に基づく委任事務の実施 ア 牛個体識別台帳の作成・記録、公表等に関する事務の実施 イ 緊急検索等の対応
(2) 牛個体識別に関するデータの活用	(2) 牛個体識別に関するデータの活用 ア 牛個体識別データの有効活用 イ 牛個体識別システムの利便性向上と情報セキュリティ対策
<u>7 センターの人材・資源を活用した外部支援</u>	
(1) 緊急時における支援	(1) 緊急時における支援
(2) 災害等からの復興の支援	(2) 災害等からの復興の支援
(3) 作業の受託等	(3) 作業の受託等

第5期中期計画	令和4年度計画
第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	
1 一般管理費等の削減	1 一般管理費等の削減
2 調達の合理化	2 調達の合理化
3 業務運営の改善	3 業務運営の改善
4 役職員の給与水準等	4 役職員の給与水準等
第3 予算、収支計画及び資金計画	
1 予算	1 予算
2 収支計画	2 収支計画
3 資金計画	3 資金計画
4 決算情報・セグメント情報の開示	4 決算情報・セグメント情報の開示
5 自己収入の確保	5 自己収入の確保
6 保有資産の処分	6 保有資産の処分
第4 短期借入金の限度額	
第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	
第6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	
第7 剰余金の使途	
第8 その他業務運営に関する重要事項	
1 ガバナンスの強化	1 ガバナンスの強化
2 人材の確保・育成	2 人材の確保・育成
3 情報公開の推進	3 情報公開の推進
4 情報セキュリティ対策の強化	4 情報セキュリティ対策の強化
5 環境対策・安全衛生管理の推進	5 環境対策・安全衛生管理の推進
6 施設及び設備に関する事項	6 施設及び設備に関する事項
7 積立金の処分に関する事項	7 積立金の処分に関する事項

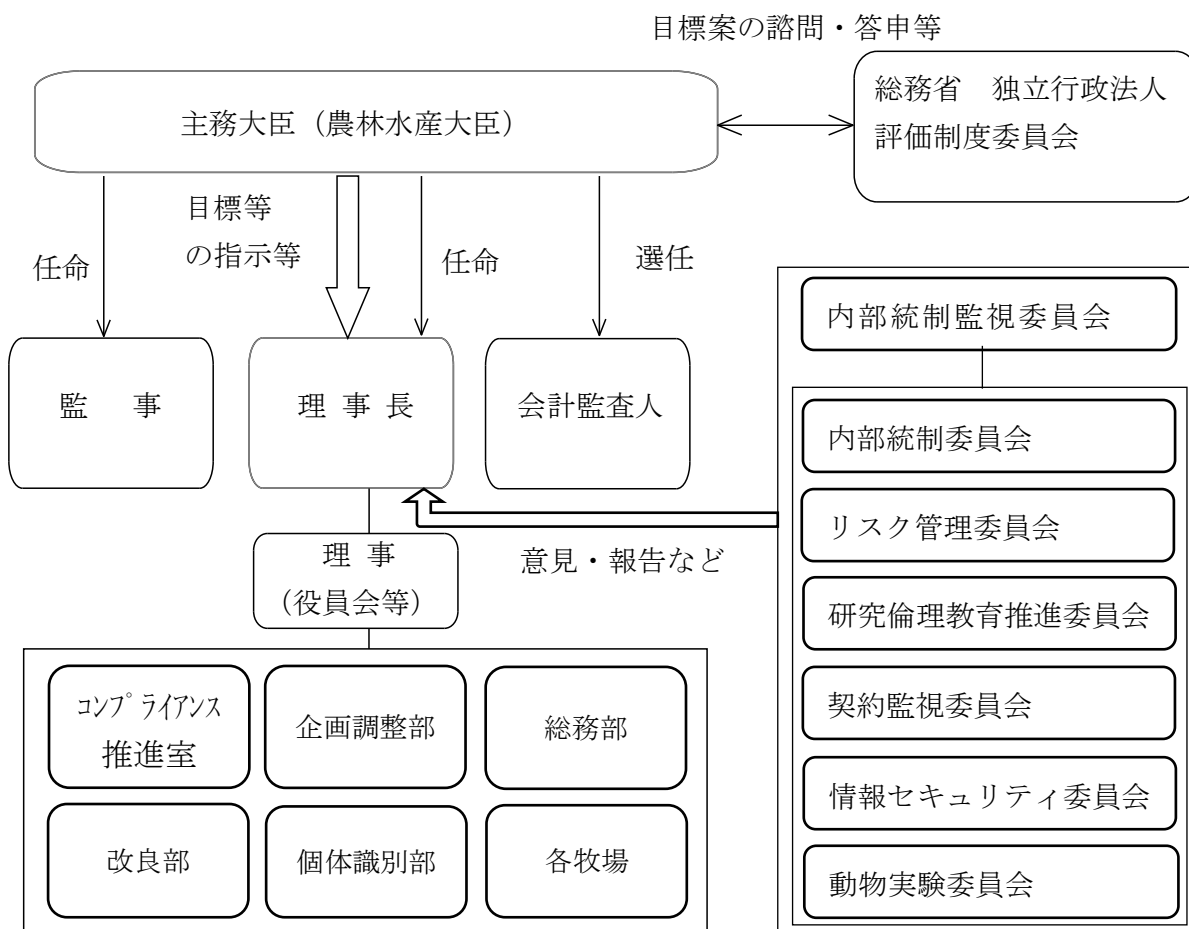
注) 二重下線は、セグメント区分を表しています。

8. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況

センターのガバナンスの体制は、以下のとおりとなっています。なお、内部統制の推進に関する事項の詳細につきましては、業務方法書を御覧ください。

(<http://www.nlbc.go.jp/johokokai/gyoumujiyoho/index.html> 情報公開＞業務に関する情報＞業務方法書)



(2) 役員等の状況

① 役員の状況

令和5年1月1日現在

役職	氏名	任期	担当	経歴
理事長	入江 正和	R3. 4. 1～R8. 3. 31 (H29. 4. 1～R3. 3. 31)		昭和 54 年 8 月 大阪府農林技術 センター採用 平成 26 年 4 月 近畿大学教授

理 事	犬塚 明伸	R3. 4. 1～R5. 3. 31	企画 調整	平成 4 年 4 月 農林水産省採用 令和 3 年 3 月 農林水産省生産 局畜産部畜産振 興課付
理 事	上口 直紀	R3. 4. 1～R5. 3. 31 (H31. 4. 1～R3. 3. 31)	総務	平成 5 年 4 月 農林水産省採用 平成 31 年 3 月 農林水産省大臣 官房付
理 事 (非常勤)	島田 和宏	R3. 4. 1～R5. 3. 31		昭和 55 年 4 月 農林水産省採用 平成 31 年 4 月 国立研究開発法 人農業・食品産 業技術総合研究 機構生物系特定 産業技術研究支 援センター研究 開発監
理 事 (非常勤)	眞鍋 昇	R3. 4. 1～R5. 3. 31 (H31. 4. 1～R3. 3. 31) (H29. 4. 1～H31. 3. 31) (H27. 4. 1～H29. 3. 31) (H25. 4. 1～H27. 3. 31) (H23. 4. 1～H25. 3. 31)		現職 大阪国際大学学長補佐

役 職	氏 名	任 期	担当	経 歴
監 事 (非常勤)	富樫 健一	R3. 6. 23 ～R7 年度財務諸表承認日		現職 公認会計士
監 事 (非常勤)	小谷 あゆみ	R3. 6. 23 ～R7 年度財務諸表承認日 (H28. 6. 21～R3. 6. 22) (H27. 4. 1～H28. 6. 20) (H25. 4. 1～H27. 3. 31)		現職 フリーアナウンサー

- ② 会計監査人の氏名または名称
P w C あらた有限責任監査法人

(3) 職員の状況

常勤職員は令和5年1月現在において735人^{注1}（前年同月比17人減少、2.3%減）であり、平均年齢は42.3歳^{注2}（前年43.3歳）となっています。このうち、国等からの出向者は65人、民間からの出向者はおりません。

注1：常勤職員の人数については、労働契約法（平成19年法律第128号）第18条第1項の規定により、期間の定めのない雇用契約へ転換した職員等を含んでいます。

注2：平均年齢は、独立行政法人家畜改良センターの役職員の報酬・給与等について（給与水準の公表）より常勤職員の令和5年4月1日現在のものです。

(4) 重要な施設等の整備等の状況

- ① 当事業年度中に完成した主要な施設等

兵庫牧場 肉用鶏舎（取得価額 152 百万円）

- ② 当事業年度において継続中の主要な施設等の新設・拡充

岩手牧場 女性職員用更衣室等

茨城牧場 女性職員用更衣室等

兵庫牧場 肉用鶏舎

- ③ 当事業年度中に処分した主要な施設等

該当なし

(5) 純資産の状況

① 資本金の額及び出資者ごとの出資額

(単位：百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	48,161	—	3	48,157
その他の出資金	—	—	—	—
資本金合計	48,161	—	3	48,157

＊ 当期減少額は、不要財産に係る国庫納付等に伴う減資によるものです。

＊ 上記の表の金額は、単位未満を四捨五入しており、合計額が一致しない場合があります（以降の各表において同じです）。

② 目的積立金の申請状況、取崩内容等

当期総利益 130 百万円については、目的積立金の申請を行っていません。

なお、前中期目標期間繰越積立金取崩額 25 百万円は、前中期目標期間までに由来し当期発生する各セグメントの費用に充てるため、令和 3 年 6 月 29 日付けで農林水産大臣から承認を受けた 106 百万円から取崩したものです。

(6) 財源の状況

① 財源の内訳

(単位：百万円)

区 分	金 額	構成比率 (%)
前年度からの繰越	412	4.1
運営費交付金	7,834	79.1
施設整備費補助金	167	1.7
受託収入	218	2.2
諸収入	1,275	12.9
合 計	9,906	100.0

② 自己収入に関する説明

センターの自己収入として、受託収入及び諸収入があります。

諸収入の大宗は、業務運営において発生した農畜産物の売払代で、牛乳の売払代 485 百万円、枝肉（肉用牛）の売払代 299 百万円、肉用牛の売払代 218 百万円などとなっています。詳細につきましては、「10. 業務の適正な評価の前提情報」（23 頁）のうち、一定の事業等のまとめりとごとの財源構造を御覧ください。

（７）社会及び環境への配慮等の状況

（１）社会への配慮

～地域との円滑なコミュニケーション～

地域の保育園や小学校の学習活動への協力、中高生の職場体験、生産者の個別研修等の機会を設けるほか、地域イベントで地元自治体に協力する等、地域社会への貢献とともに、畜産に対する理解を得られるよう活動を行っています。

～働きやすい職場作り～

・女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号））に基づき、女性職員の採用を増やし、女性が活躍できる雇用環境を整備することを主旨とする行動計画を策定するとともに、「独立行政法人等における女性の登用推進について」（平成 26 年 3 月 28 日付け閣総第 175 号及び府共第 211 号内閣官房内閣総務官、内閣府男女共同参画局長通知）を踏まえ、女性の採用や登用に向けた取組を実施しています。

・次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づき、職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、同法に基づき行動計画を策定しています。

（２）環境への配慮

・事業活動による環境負荷を低減するため、下記のような取り組みをしています。

- ①省資源・エネルギー消費量の削減
- ②廃棄物の削減、リサイクルの推進
- ③畜産廃棄物等の適切な処理・利用と削減
- ④化学物質等の適切な保管・管理
- ⑤グリーン購入の推進※
- ⑥環境と安全に関する情報の発信
- ⑦環境関連法制度の遵守

※グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号））に基づき、環境物品等の調達の推進を図るための方針を定め、環境に配慮した業務運営を行っています。

なお、環境配慮促進法（環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成 16 年法律第 77 号））に基づき、環境報告書を作成し公開していますので、以下を御覧ください。

(<http://www.nlbc.go.jp/johokokai/index.html> 情報公開＞環境への取り組み＞環境配

慮促進法に基づく公表)

その他、GAP※手法の導入及び活用により、家畜の飼養管理や飼料生産において、食品（畜産物）安全や家畜衛生管理、環境保全等に配慮した持続的な業務運営に努めています。成果として、JGAP 認証（基準に適合した農場に与えられる認証）を、岩手牧場（平成 29 年度）、奥羽牧場（平成 30 年度）、熊本牧場（令和 2 年度）、岡崎牧場（令和 3 年度）及び宮崎牧場、茨城牧場（令和 4 年度）において取得しています。

※ GAP（Good Agricultural Practice：農業生産工程管理）

農業生産の各工程の実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動であり、食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保等に資するとともに、農業経営の改善や効率化につながる取り組みです。

こうした取り組みは 2015 年 9 月に国連総会で採択され、近年話題となる SDGs の理念に沿ったものです。

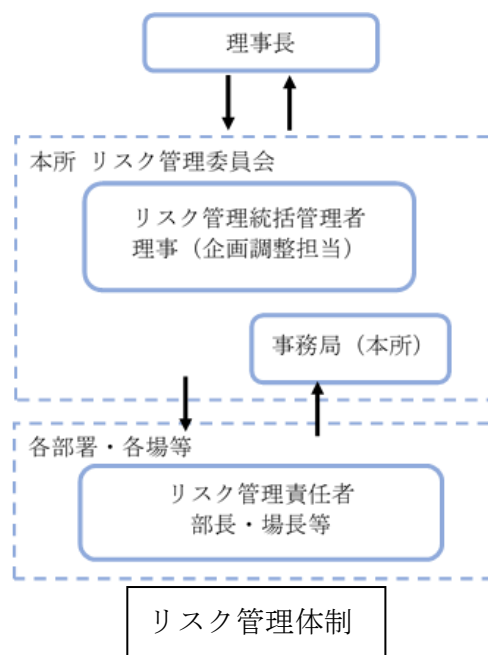
9. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

（1）リスク管理の状況

業務方法書第 2 条の 6 の規程に基づき策定した「リスク管理対応規程」に沿ってリスクに関する評価及び対応を行っています。

◆「リスク管理対応規程」概要

- ・ 理事長はリスク管理を指揮し、かつ、最終的な責任を有する。
- ・ 理事（企画調整担当）は、理事長を補佐し、リスク管理統括管理者として、センター全体におけるリスク管理を総括する。
- ・ 部長及び各牧場長等はリスク管理責任者として、各部署のリスク管理を統括する。
- ・ リスクに関する評価及び対応を目的に理事（企画調整担当）を委員長とするリスク管理委員会を本所に設置する。（「リスク管理委員会」については 36 頁に記載）
- ・ リスク管理責任者は、事業の円滑な実施を図るとともに、リスク管理に資するため業務フロー図を作成し、作成又は変更の都度、リスク管理委員会に報告する。



(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

委員会及び各責任者は、業務フローごとに内在するリスク因子を把握し、発生原因を分析評価してリスク管理対応計画を策定しています。計画は状況や情勢の変化に対応できるよう必要な場合にその都度変更できるものとし、半年に1度計画実施状況を委員会に報告しています。

令和4年度は机上演習等について、各部署・各場所の取り組みを役員会議の場で共有・議論することで、リスク管理の向上を図りました。

【主なリスク管理対応計画と対応策】

① 家畜伝染性疾病的発生

家畜伝染性疾病的発生防止に向けては、防疫マニュアルに従って消毒、ワクチネーション、入場制限等のバイオセキュリティを措置し、定期的な防疫自己点検、情報収集等を行い、PDCAサイクルによる防疫改善を実施しています。

センターで家畜伝染性疾病的が発生した場合に備え、円滑な初動対応に資することを目的に、家畜保健衛生所への通報ルール、緊急連絡網の整備、防疫資材の点検等を定めています。

② センターが保有する個人情報の漏洩発生

職員が守るべき情報セキュリティ10箇条を定め、周知徹底するとともに、標的型メール訓練を実施しています。また、個人情報の管理にかかる職員の意識の徹底を図るためeラーニングによる学習を行っています。

③ 安全性や品質に問題のある畜産物・生体の出荷

生体出荷される家畜及び家禽畜等（以下「家畜等」という。）について、薬品等の残留に係る食品衛生法上の安全性を確保するため、家畜等に使用される薬品等及びこれらが使用された家畜等の取扱いについてルールを定め、有効性を確かめながら、必要に応じて取扱いルールを改正しています。

④ 地震等の自然災害又は火災等の発生

職員の安全確保のため、台風の接近、豪雨・暴風の恐れがある場合に、職員の早期退勤、自宅待機等を指示するとともに、連絡体制を構築しています。

避難経路の確認、初期消火・負傷人の救護等の訓練を行い、災害対策本部が十分に機能するための演習を実施しています。

老朽施設は自然災害に耐えられるかを見極め、補強等の改修工事を行い、倒木等の恐れのある立木は伐採や枝打ちを計画的に進めています。

畜舎等の施設に被害が発生した場合に備え、繋養している家畜・家さんの避難場所を決めておくとともに、誘導先での水や飼料の確保等最低限の飼養管理方法を定めております。

リスク評価と対応に関する事項の詳細につきましては、業務方法書を御覧ください。

(<http://www.nlbc.go.jp/johokokai/gyoumujoyoho/index.html> 情報公開＞業務に関する情報＞業務方法書)

10. 業績の適正な評価の前提情報

センターの業務について、ご理解とその評価に資するため、以下のとおり一定の事業等のまとめりと業務概要と当事業年度における財源構造を示します。

(1) 全国的な改良の推進

業務概要

- ① ゲノミック評価の活用を始めとした遺伝的能力評価に基づく家畜改良を通じ、遺伝率の低い形質の評価値の信頼性向上や改良速度の加速化を図るとともに、遺伝資源の多様性を確保する観点から、国産遺伝資源や希少系統を活用した種畜・育種素材等の生産を行います。
- ② 乳用牛の泌乳形質、肉用牛及び豚の産肉形質等の必要なデータを収集し、必要に応じて評価手法の改善を行いつつ遺伝的能力評価を行います。
- ③ 主要な形質の遺伝的能力の推移や地域差、我が国の多様な乳用牛の飼養形態を踏まえ、それぞれの飼養形態に適合する体型等を分析し、適合性の高い娘牛に改良するための情報や、繁殖雌豚の群飼における生産性の向上等、畜種ごとの課題に対応した情報の分析に取り組みます。
- ④ 我が国固有の遺伝資源等を活用した家畜の改良や飼料作物の品種開発を進める観点から、多様な遺伝資源の収集・確保等を行うとともに、センターの持つ多様な遺伝資源を確保・活用します。

財源構造

(単位：百万円)

	収 入		支 出
前年度からの繰越金	268	業務経費	2,119
運営費交付金	5,040	施設整備費	167
施設整備費補助金	167	受託経費	52
受託収入	52	一般管理費（注2）	-
諸収入（注1）	1,189	人件費	3,516
計	6,716	計	5,854

注1）諸収入は、生産した種畜（家畜）やその副産物（牛乳・枝肉）の売払代などで構成されています。

2）一般管理費については、各セグメントには配分しておりません。

(2) 飼養管理の改善等への取組

業務概要

- ① 家畜の飼養管理や繁殖技術の向上を図るため、搾乳ロボットや分娩監視等の省力化に資する機器を用いた群管理の実践・実証を行います。また、繁殖雌豚におけるカメラ画像を活用した繁殖管理技術の実用化に取り組みます。
- ② 畜産GAPの取得に向けた取組を進めるとともに、食品安全、環境保全、労働安全、アニマルウェルフェア等のSDGsに配慮した畜産物生産活動の推進を図ります。
- ③ 国内の家畜飼養における衛生管理の改善等に資するノウハウ等について、情報提供等を行います。

財源構造

(単位：百万円)

	収 入		支 出
前年度からの繰越金	-	業務経費	105
運営費交付金	334	施設整備費	-
施設整備費補助金	-	受託経費	13
受託収入	13	一般管理費（注2）	-
諸収入（注1）	24	人件費	269
計	371	計	387

注1）諸収入は、技術の実践・実証などに供用した家畜やその副産物（枝肉）の売払代などで構成されています。

2）一般管理費については、各セグメントには配分しておりません。

（3）飼料作物種苗の増殖・検査

業務概要

- ① 我が国の多様な気候に適した飼料作物優良品種の飼料作物の種苗が国内に安定的に供給されるよう、ISTA認定検査所として高い技術水準を確保しつつ、高度な知識・技術を活用し、飼料作物種苗の増殖を行います。
- ② 地域に適した飼料作物優良品種の育成・普及を図るため、草地管理技術や飼料生産技術等に関する講習会の開催等を行います。また、精密データの測定手法等の高度な技術や豊富な種苗生産基盤を活用し、地域適応性等に関する検定試験等を実施します。

財源構造

(単位：百万円)

	収 入		支 出
前年度からの繰越金	56	業務経費	143
運営費交付金	515	施設整備費	-
施設整備費補助金	-	受託経費	39
受託収入	39	一般管理費（注2）	-
諸収入（注1）	18	人件費	362
計	629	計	544

注1）諸収入は、増殖した種子の売払代やO E C D種子品種証明の手数料などで構成されています。

2）一般管理費については、各セグメントには配分しておりません。

（4）調査・研究及び講習・指導

業務概要

- ① DNA情報を活用した家畜の育種改良を効率的に進めるため、センターが飼養する家畜を用いて、有用形質関連遺伝子等の解析や効率的な牛の受精卵評価手法等の開発を進めます
- ② センターが取り組む家畜・家さんの改良等に用いることができるよう、理化学分析及び官能評価を実施し、食肉における食味に及ぼす成分とその影響力に関する調査・解析を行います。さらに、和牛肉の輸出拡大に向け、いわゆる海外産 WAGYU 肉と黒毛和牛肉との科学的な肉質の違いを調査・解析を行います。
- ③ 豚の受精卵移植技術の改善として受精卵移植技術普及の支障要因となっている受精卵供給の不足を解決するため、従来の開腹手術に比べ簡便性や反復性に優れた採卵技術の開発を進めます。
- ④ センターが取り組む調査・研究において得られた成果について、「実施許諾等知財のマネジメント方針」を策定するとともに、当該方針に基づいた成果の普及に取り組めます。
- ⑤ 生産現場への普及・定着が望まれる畜産技術を中心に、国・都道府県・団体等からの依頼に基づき中央畜産技術研修会や海外技術協力等の研修を実施します。

財源構造

(単位：百万円)

	収 入		支 出
前年度からの繰越金	-	業務経費	162
運営費交付金	511	施設整備費	-
施設整備費補助金	-	受託経費	85
受託収入	85	一般管理費（注2）	-
諸収入（注1）	11	人件費	354
計	607	計	601

注1）諸収入は、調査・研究に供用した家畜の売払代などで構成されています。

2）一般管理費については、各セグメントには配分しておりません。

（5）家畜改良増殖法等に基づく事務

業務概要

- ① 種畜の交配に伴う疾病のまん延防止及び優良な種畜の利用による我が国の家畜の改良増殖を効果的に推進するため、都道府県等と連携しつつ、種畜検査を実施します。また、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第35条の2第1項の規定に基づき、立入り、質問、検査及び収去を実施します。
- ② 種苗法（平成10年法律第83号）第63条第1項の規定に基づき、指定種苗の集取及び検査を実施します。また、カルタヘナ法（平成15年法律第97号）第32条第1項の規定に基づき、立入り、質問、検査及び収去を実施します。

財源構造

(単位：百万円)

	収 入		支 出
前年度からの繰越金	38	業務経費	36
運営費交付金	111	施設整備費	-
施設整備費補助金	-	受託経費	-
受託収入	-	一般管理費（注）	-
諸収入	-	人件費	98
計	150	計	134

注）一般管理費については、各セグメントには配分しておりません。

（6）牛トレーサビリティ法に基づく事務

業務概要

- ① 牛トレーサビリティ法（平成15年法律第72号）に基づき、農林水産大臣から委任された牛個体識別台帳の作成・記録、公表等に関する事務を実施します。

- ② 行政施策の適正な執行や畜産物の適正な流通等に資するため、牛個体識別台帳に蓄積されたデータの有効活用を進めます。また、牛個体識別システムの利用者の利便性等の向上を図るため、システム改修等を行うとともに、情報セキュリティ対策の強化を行います。

財源構造

(単位：百万円)

	収 入		支 出
前年度からの繰越金	49	業務経費	112
運営費交付金	266	施設整備費	-
施設整備費補助金	-	受託経費	29
受託収入	29	一般管理費（注2）	-
諸収入（注1）	1	人件費	157
計	344	計	298

注1）諸収入は、牛の個体識別情報検索サービスのホームページへの広告掲載料で構成されています。

2）一般管理費については、各セグメントには配分しておりません。

（7）その他センターの人材・資源を活用した外部支援

業務概要

- ① 国内において、家畜伝染性疾病や自然災害が発生し、農林水産省等から防疫対応作業等への人員派遣要請があった場合には、積極的に対応します。
- ② 家畜伝染性疾病や自然災害により影響を受けた地域における畜産業の復興を支援するため、農林水産省等から、種畜や粗飼料等の供給に関する支援について要請を受けた場合には、積極的に対応します。
- ③ 全国的な視点から取り組む試験研究に関する協力依頼があった場合、センターが保有する家畜等のリソースを活用して貢献できるものについては、積極的に対応します。

財源構造

(単位：百万円)

	収 入		支 出
前年度からの繰越金	-	業務経費	0
運営費交付金	0	施設整備費	-
施設整備費補助金	-	受託経費	-
受託収入	-	一般管理費（注）	-
諸収入	-	人件費	-
計	0	計	0

注）一般管理費については、各セグメントには配分しておりません。

1 1. 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 自己評価 (令和4年度)

(単位：百万円)

項目	評価 (注2)	行政コスト
第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		
1 <u>全国的な改良の推進</u>	A	
(1) 種畜・種きんの改良	A	5,931
(2) 遺伝的能力評価の実施	A	
(3) 畜種ごとの課題に対応した情報の分析・提供	A	
(4) 多様な遺伝資源の確保・活用	A	
2 <u>飼養管理の改善等への取組</u>	A	
(1) スマート畜産の実践	A	395
(2) SDGsに配慮した畜産物生産の普及	A	
(3) 家畜衛生管理の改善	B	
3 <u>飼料作物種苗の増殖・検査</u>	A	
(1) 飼料作物種苗の検査・供給	A	516
(2) 飼料作物の優良品種の普及支援	A	
4 <u>調査・研究及び講習・指導</u>	A	
(1) 有用形質関連遺伝子等の解析	A	629
(2) 食肉の食味に関する客観的評価手法の開発	A	
(3) 豚の受精卵移植技術の改善	A	
(4) 知財マネジメントの強化	A	
(5) 講習・指導	A	
5 <u>家畜改良増殖法等に基づく事務</u>	A	
(1) 家畜改良増殖法に基づく事務	A	146
(2) 種苗法に基づく指定種苗の集取及び検査並びにカルタヘナ法に基づく立入検査	B	
6 <u>牛トレーサビリティ法に基づく事務</u>	B	
(1) 牛トレーサビリティ法に基づく委任事務の実施	A	322
(2) 牛個体識別に関するデータの活用	B	
7 <u>センターの人材・資源を活用した外部支援</u>	A	
(1) 緊急時における支援	S	0

(2) 災害等からの復興の支援	B	
(3) 作業の受託等	B	
第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	B	
1 一般管理費等の削減	B	
2 調達の合理化	B	
3 業務運営の改善	B	
4 役職員の給与水準等	B	
第3 予算、収支計画及び資金計画	B	
1 予算		
2 収支計画		
3 資金計画		
4 決算情報・セグメント情報の開示	B	
5 自己収入の確保	B	
6 保有資産の処分	B	
第4 短期借入金の限度額		
第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画		
第6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		
第7 剰余金の使途		
第8 その他業務運営に関する重要事項	B	
1 ガバナンスの強化	B	
2 人材の確保・育成	B	
3 情報公開の推進	B	
4 情報セキュリティ対策の強化	B	
5 環境対策・安全衛生管理の推進	C	
6 施設及び設備に関する事項	B	
7 積立金の処分に関する事項	B	
法人共通		1,321
合計		9,260

注1) 二重下線は、セグメント区分を表しています。

詳細につきましては、(令和4年度)業務実績等報告書を御覧ください。

(<http://www.nlbc.go.jp/johokokai/gyoumujoyoho/index.html>) 情報公開＞業務に関する

情報＞業務実績等報告書)

注2) 評定の説明

S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。

(中期目標達成に向け、特筆すべき業務の進捗状況にある)

A：計画を上回る成果が得られた。

B：計画どおり順調に実施された。

(このペースを維持すれば中期目標達成可能)

C：計画どおり実施されず、改善を要する。

(一部改善で中期目標を達成可能と見込まれる。)

D：計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる。

－：業務実績がないため、評価対象としない。

(2) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
評定(注)	A	－	－	－	－

* 当事業報告書作成時点では、令和4年度総合評定は確定しておりません。

注) 評定の説明

S：当該法人の業績向上努力により、全体として中期目標における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：当該法人の業績向上努力により、全体として中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：全体としておおむね中期目標における所期の目標を達成していると認められる。

C：全体として中期目標における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：全体として中期目標における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

12. 予算と決算との対比

要約した決算報告書は、次のとおりです。なお、詳細につきましては、（令和4年度）決算報告書を御覧ください。

(http://www.nlbc.go.jp/johokokai/zaimu_joho.html 情報公開＞財務に関する情報＞令和4年度)

（単位：百万円）

区 分	予 算	決 算	差額理由
収入			
前年度からの繰越金	983	412	注 1
運営費交付金	7,834	7,834	
施設整備費補助金	200	167	注 2
受託収入	216	218	
諸収入	964	1,275	
農畜産物売払代	953	1,226	注 3
その他の収入	11	50	注 4
計	10,196	9,906	
支出			
業務経費	2,758	2,677	
うち家畜改良関係経費	2,242	2,352	
種畜検査関係経費	109	19	注 5
飼料作物種苗関係経費	155	160	
技術の普及指導関係経費	31	34	
家畜個体識別関係経費	221	112	注 6
施設整備費	341	167	注 2
受託経費	216	218	
一般管理費	291	438	注 7
人件費	6,590	5,613	注 8
計	10,196	9,112	

注1：支出の財源とならなかった繰越金を決算額に計上していないため。

2：今年度完成予定分が、次年度完成予定となったため。

3：生乳の売払数量及び枝肉の出荷数量が、増加したため。

4：災害等の発生に伴い、損害保険金の受取額が増加したため。

5：他の事業に係る施設や設備の整備を優先したため。

6：システム改修の予算を次年度に繰越したため。

7：情報セキュリティの強化などを実施することにより、法人基盤の強化を図ったため。

8：人事異動等に伴い、人件費の支払額が減少したため。

13. 財務諸表

要約した財務諸表は、次のとおりです。なお、科目の説明につきましては、「17. 参考情報」「(1) 要約した財務諸表の科目の説明」(45 頁)を御覧ください。また、詳細につきましては、(令和4年度)財務諸表を御覧ください。

(http://www.nlbc.go.jp/johokokai/zaimu_joho.html 情報公開>財務に関する情報
>令和4年度)

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金 額	負債の部	金 額
流動資産	2,683	流動負債	2,421
現金及び預金	2,078	運営費交付金債務	1,081
その他	605	引当金	357
固定資産	43,282	その他	982
有形固定資産	38,121	固定負債	8,187
その他	5,161	資産見返負債	3,047
		引当金	5,065
		その他	74
		負債合計	10,607
		純資産の部	金 額
		資本金	48,157
		資本剰余金	△13,092
		利益剰余金	293
		純資産合計	35,358
資産合計	45,965	負債純資産合計	45,965

(2) 行政コスト計算書

(単位：百万円)

	金 額
損益計算書上の費用	8,673
経常費用 臨時損失	8,673 0
その他行政コスト	586
行政コスト合計	9,260

(3) 損益計算書

(単位：百万円)

	金 額
経常費用	8,673
業務費 受託業務費 一般管理費 財務費用 雑損	7,167 223 1,278 4 1
経常収益	8,774
運営費交付金収益等 事業収益 受託収入 財務収益 雑益	7,292 1,230 218 0 33
臨時損失	0
臨時利益	5
前中期目標期間繰越積立金取崩額	25
当期総利益	130

(4) 純資産変動計算書

(単位：百万円)

	資本金	資 本 剰余金	利 益 剰余金	純資産 合 計
当期首残高	48,161	△12,654	188	35,694
当期変動額	△3	△438	105	△336
不要財産に係る国庫納付等による減資	△3			△3
固定資産の取得		151		151
その他行政コスト		△586		△586
不要財産に係る国庫納付等		△3		△3
前中期目標期間繰越積立金取崩額			△25	△25
当期総利益			130	130
当期末残高	48,157	△13,092	293	35,358

(5) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	金 額
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,714
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,197
財務活動によるキャッシュ・フロー	△69
資金増加額	449
資金期首残高	1,630
資金期末残高	2,078

(参考) 資金期末残高と現金及び資金との関係

(単位：百万円)

	金 額
資金期末残高	2,078
定期預金	-
現金及び預金	2,078

14. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

(1) 貸借対照表

当事業年度末の資産残高は 45,965 百万円となっており、そのうち土地 25,379 百万円を始めとする有形固定資産 38,121 百万円と現金及び預金 2,078 百万円が大部分を占めています。また、債務残高は 10,607 百万円となっており、その内訳は運営費交付金債務 1,081 百万円や未払金 893 百万円などとなっています。

純資産の残高は 35,358 百万円であり、資本金・資本剰余金のほかに利益剰余金 293 百万円を有しています。

(2) 行政コスト計算書

当事業年度の行政コストは 9,260 百万円となっています。損益計算書上の費用 8,673 百万円に加え、その他行政コスト 586 百万円を計上しています。その他行政コストの内訳は、現物出資財産や施設整備費補助金で取得した固定資産の減価償却相当額が 587 百万円、除売却差額相当額が△1 百万円となっています。

(3) 損益計算書

当事業年度において、経常費用は 8,673 百万円、経常収益は 8,774 百万円であり、経常利益 100 百万円を計上するとともに、当期総利益は 130 百万円となっています。セグメントごとの経常費用は、全国的な改良の推進 5,472 百万円、調査・研究及び講習・指導 568 百万円などとなっています。

(4) 純資産変動計算書

当事業年度末の純資産は 35,358 百万円となっています。資本金については、不要財産に係る国庫納付等に伴う減資により 3 百万円減少しています。資本剰余金については、施設整備費補助金で固定資産を取得したことにより 151 百万円増加したものの、その他行政コスト△586 百万円を計上したこと等により 438 百万円減少しています。利益剰余金については、前中期目標期間繰越積立金を 25 百万円取崩したものの、当期総利益 130 百万円を計上したことにより 105 百万円増加しています。

(5) キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フローは 1,714 百万円となっています。収入（運営費交付金収入等）のフローの合計 9,293 百万円に対し、支出（人件費支出等）のフローの合計は△7,579 百万円となっています。

投資活動によるキャッシュ・フローは△1,197 百万円となっています。収入（施設費による収入等）のフローの合計 160 百万円に対し、支出（有形固定資産・無形固定資産等の取得による支出）のフローの合計は△1,357 百万円となっています。

財務活動によるキャッシュ・フローは△69 百万円となっています。収入のフローが

ないのに対し、支出（ファイナンス・リース債務の返済による支出等）のフローの合計は△69 百万円となっています。

これらのキャッシュ・フローに伴い、対前年度 449 百万円の資金が増加し、資金期末残高は 2,078 百万円となっています。

1 5. 内部統制の運用に関する情報

センターは、通則法に基づき、役員（監事を除く。以下同じ。）の職務の執行が通則法、センター法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項を業務方法書に定めていますが、その実施状況は次のとおりです。

＜役員会＞（業務方法書第2条の3）

センターは、その業務運営、ガバナンスの強化、情報公開等の推進及び情報セキュリティ対策の強化等に関する重要事項を審議し、理事長の意思決定を補佐するため、役員会を設置しています。

役員会に附議する事項は、（1）センターの業務運営、ガバナンスの強化、情報公開等の推進及び情報セキュリティ対策の強化等に関する重要事項、（2）組織及び人事に関する重要事項、（3）財務及び資産に関する重要事項、（4）その他センターの運営に関する重要事項となっており、当事業年度においては、6月、12月、2月に開催しています。

＜内部統制監視委員会・内部統制委員会＞（業務方法書第2条の5）

センターは、内部統制推進を目的とし、内部統制委員会を設置しています。

また、センターは、コンプライアンスの徹底を図るため、内部統制監視委員会を設置しています。内部統制監視委員会で調査・審議する事項は、（1）役職員等の行動規範の策定及び改正に関する事項、（2）内部統制の推進に関する事項、（3）リスク管理に関する事項、（4）業務検討会の検討状況を踏まえた業務監視に関する事項、（5）役職員等の違法行為等の発生又はそのおそれがあることを通報することに関する事項、（6）各種委員会におけるコンプライアンスに関する事項、（7）違法、違反又は不正な行為若しくは反社会勢力に関する行為を含む公序良俗に反する行為の再発防止に関する事項、（8）その他コンプライアンスの徹底に関する事項となっており、当事業年度においては、6月と3月に開催しています。

＜リスク管理委員会＞（業務方法書第2条の6）

センターは、リスクに関する評価及び対応を図るため、リスク管理委員会を設置しています。

委員会で審議する事項は、（1）業務部門のフロー図の作成状況、（2）内在す

るリスクの把握、（３）リスクの分析・評価、（４）リスクへの対応状況の確認・検証、（５）危機への対応（対応方針・広報方針・体制の決定）、（６）危機対応後の対応（再発防止策の決定）、（７）施設の点検及び整備状況、（８）事故・災害等に係る計画及び事業継続計画の策定、（９）事故・災害発生時の対応となっており、当事業年度においては、牧場長会議の場で報告、審議を行っています。

また、各部局の長は、半期に１度、リスク管理の実施状況を委員会に報告し、問題点等であると認められた場合には、委員会において、確認・検証を行っています。

<監事監査>（業務方法書第２条の７）

監事は、（１）中期目標等及び中期計画等に基づき実施される業務の監査、（２）理事長の意思決定の状況の監査、（３）理事長による内部統制システムの構築・運用状況の監査を実施するとともに、事業年度を通じて業務を監査することにより、農林水産大臣に提出する財務諸表が、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況を適正に表示しているかどうかについて検証します。

なお、監査は監査計画に基づき実施し、必要と認める場合に臨時に実施します。業務運営の横断的な点検を行うため、当事業年度においては、６か所の実地監査を実施しています。

<内部監査>（業務方法書第２条の８）

センターは、センターの業務が適正かつ効率的に執行されているか検証するとともに、不正防止及び誤謬の低減を目的として、内部監査を実施しています。

内部監査は、監査計画書に基づき、原則として、実地監査により実施し、その結果を理事長に報告します。当事業年度においては、７か所実施しています。

<研究倫理教育推進委員会>（業務方法書第５９条）

センターは、研究活動上のねつ造、改ざん及び盗用のほか、二重投稿や利益相反その他の不適切なオーサiershipを含めた、研究に係る倫理に反する不適切な行為を抑止する環境の整備に取り組み、センターにおける研究倫理教育の実施、研究活動及び研究支援活動を行う全ての職員を対象とした研究倫理教育を定期的に履修させるため、研究倫理教育推進委員会を設置しています。

当事業年度においては、研究倫理教育及び調査研究活動を行う者への調査研究倫理教育プログラム履修の状況等を検討するため、７月に開催しています。

<契約監視委員会>（業務方法書第９９条）

センターは、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保し、また、自律的かつ継続的な調達等の合理化の取組を点検するため、契約監視委員会を設置しています。

委員会で審議する事項は、（１）調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検、（２）新規の随意契約の妥当性の点検、（３）一者応札・応募案件について、その改善の可否につ

いての点検、（４）その他理事長が必要と認めた事項となっています。また、センターが発注する建設工事について、入札及び契約手続の運用状況等についてセンターから報告を受けるとともに、委員会が抽出し、又は指定した建設工事に関し、一般競争参加資格の設定の経緯、指名競争入札に係る指名及び落札者決定の経緯等についても、審議を行います。当事業年度においては、６月と１月に開催しています。

＜情報セキュリティ委員会＞（業務方法書第 104 条）

センターは、情報セキュリティに関する重要事項を審議するため、情報セキュリティ委員会を設置しています。

委員会で審議する事項は、（１）保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び顕在時の影響度等を分析し、リスクを評価した結果を踏まえた、統一基準群に準拠した対策基準並びに業務、取り扱う情報や情報システムについての全体方針や情報セキュリティ管理を推進するための計画策定、（２）①サーバ室又は執務室等の施設又は環境について、管理対策が講じられている区域の単位ごとの要管理対策区域の決定及び当該区域における施設又は環境に係る対策の決定、②情報セキュリティ管理に関する実施手順の整備及び見直し並びに実施手順に関する事務の取りまとめ、③情報セキュリティ管理に係る教育実施計画の策定及び当該実施体制の整備、④管理者及び管理補助者を対象とした情報システムの調査、情報システムの操作及び職員への説明等の業務を実施するために必要となる教育実施計画の策定及び当該実施体制の整備、⑤ 情報セキュリティ管理に係る自己点検計画の策定及び実施手順の整備、⑥例外措置の適用審査記録の台帳の整備、⑦情報セキュリティインシデントに対処するための緊急連絡窓口の整備、⑧全ての役職員に対する連絡網の整備、⑨その他情報セキュリティ管理に係る事務となっており、当事業年度においては、４月に開催しています。

また、情報セキュリティについて、実際の運用が情報セキュリティの確保に関する規程などに準拠しているかどうかを確認するため、監査実施計画に基づき、情報セキュリティ監査を行い、その結果を理事長に報告しています。当事業年度においては、７か所で実施しています。

16. 法人の基本情報

(1) 沿革

平成 2 年 農林水産省家畜改良センター設立

- ・新冠、日高、十勝、奥羽、岩手、福島、白河、茨城、長野、岡崎、兵庫、鳥取、中国、熊本、阿蘇、宮崎、鹿児島の種類畜牧場（支場を含む）を家畜改良センター本所及び各牧場（支場を含む）に再編
- ・福島種畜牧場 → 本所
- ・白河種畜牧場茨城支場 → 茨城牧場
- ・白河種畜牧場（福島県白河市） → 廃止

平成 4 年 宮崎牧場鹿児島支場（鹿児島県曾於郡大隅町）を廃止

平成 5 年 日高牧場（北海道浦河郡浦河町）を廃止

平成 6 年 中国牧場（広島県賀茂郡河内町）を廃止

平成 7 年 熊本牧場阿蘇支場（熊本県阿蘇郡長陽村）を廃止
熊本牧場（熊本県菊池郡西合志町）を現在地へ移転

平成 9 年 岡崎牧場（愛知県岡崎市細川町）を現在地へ移転

平成 13 年 独立行政法人制度の発足に伴い、独立行政法人家畜改良センターへ移行

平成 15 年 牛トレーサビリティ法に基づく事務の業務を開始
カルタヘナ法に基づく立入検査等の業務を開始

平成 21 年 長野牧場を、茨城牧場長野支場に改組

平成 27 年 独立行政法人通則法の改正により、独立行政法人のうち中期目標管理法
人へ再編

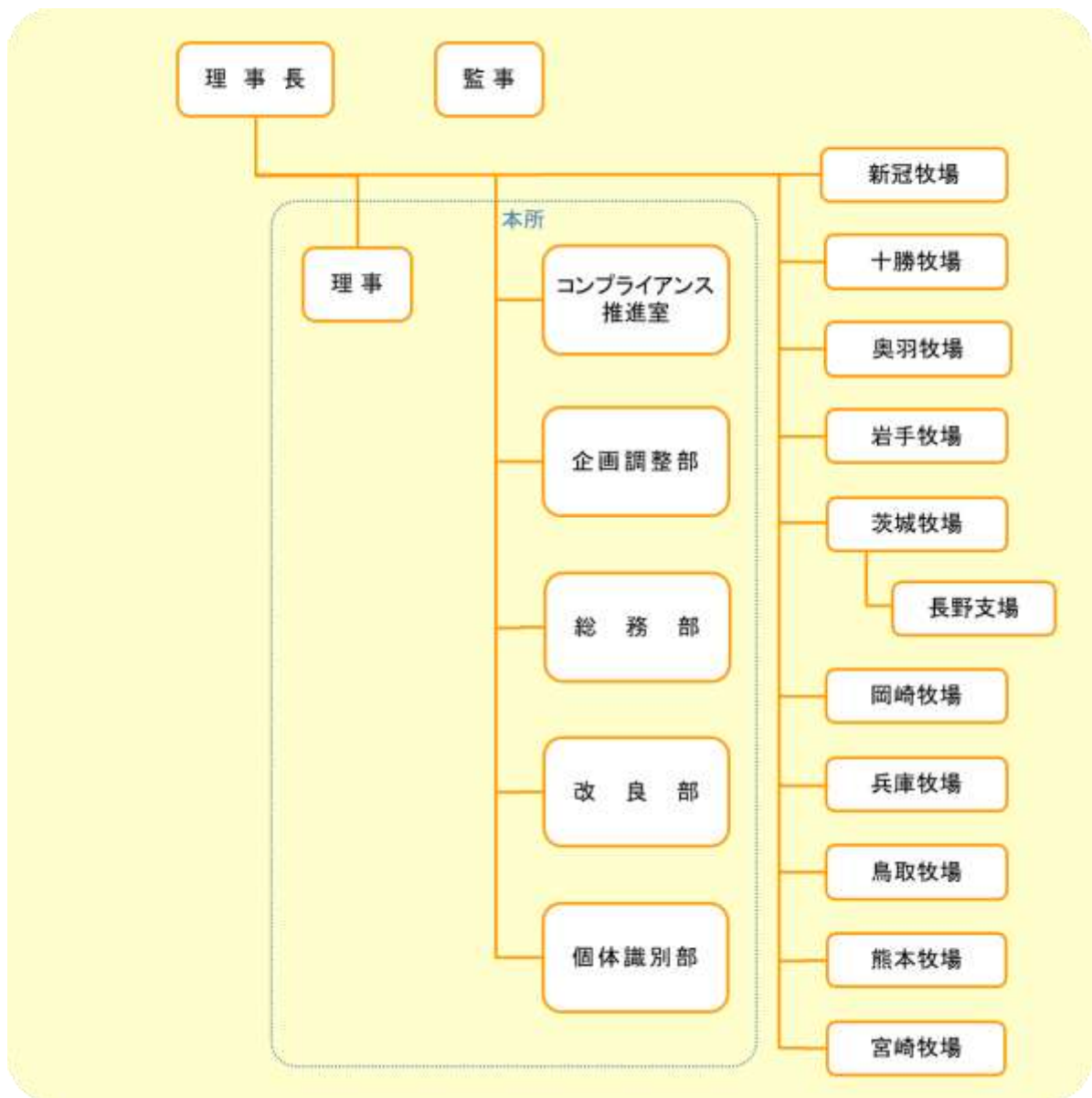
(2) 設立に関する根拠法

独立行政法人家畜改良センター法（平成 11 年法律第 185 号）

(3) 主務大臣

農林水産大臣（農林水産省畜産局畜産振興課）

(4) 組織図 (令和5年3月31日現在)



(5) 事務所 (従たる事務所を含む) の所在地

本所 : 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原1番地

新冠牧場 : 北海道日高郡新ひだか町静内御園587-1

十勝牧場 : 北海道河東郡音更町駒場並木8-1

奥羽牧場 : 青森県上北郡七戸町字鶴児平1

岩手牧場 : 岩手県盛岡市下厨川字穴口72-21

茨城牧場 : 茨城県筑西市藤ヶ谷2330

長野支場 : 長野県佐久市新子田2029-1

岡崎牧場：愛知県岡崎市大柳町字栗沢 1－1
 兵庫牧場：兵庫県たつの市揖西町土師 9 5 4－1
 鳥取牧場：鳥取県東伯郡琴浦町大字出上 1 4
 熊本牧場：熊本県玉名市横島町共栄 3 7
 宮崎牧場：宮崎県小林市細野 5 1 5 7－2 9

(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

該当ありません

(7) 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
資産	41,208	46,309	45,848	46,006	45,965
負債	5,131	10,592	10,342	10,312	10,607
純資産	36,077	35,716	35,506	35,694	35,358
行政コスト	7,531	15,641	9,217	9,110	9,260
経常費用	9,015	8,777	8,620	8,447	8,673
経常収益	9,172	8,893	8,735	8,523	8,774
当期総利益	184	126	250	120	130

注 1) 独立行政法人会計基準の改訂に伴い、令和元年度（平成 31 年度）より、賞与引当金・退職給付引当金を計上しています。これに伴い、令和元年度（平成 31 年度）の負債の額が、著しく増加しています。なお、賞与・退職給付は、運営費交付金を財源としているため、賞与引当金・退職給付引当金と同額の引当金見返を資産に計上しているため、資産の額も、同様に著しく増加しています。

2) 独立行政法人会計基準の改訂に伴い、令和元年度（平成 31 年度）より、行政コスト計算書を作成しています。このため、行政コスト計算書に基づく行政コストの額については、令和元年度（平成 31 年度）以降のみ、記載しています。また、会計基準の改訂に伴い、令和元年度（平成 31 年度）より、賞与引当金・退職給付引当金を計上していますが、令和元年度（平成 31 年度）においては、平成 30 年度以前に発生した賞与引当金繰入・退職給付費用を臨時損失に計上したため、令和元年度（平成 31 年度）の行政コストの額が、令和 2 年度及び令和 3 年度のその額と比較して、著しく高額となっています。

なお、平成 30 年度については、行政コストの額ではなく、改訂前の会計基準に基づき作成した、行政サービス実施コスト計算書に基づき、行政サービス実施コストの額を記載しています。

3) 令和 2 年度は、第 4 期中期目標期間の最終年度であることから、運営費交付金債務の残高を、すべて収益に振り替えたため、当期総利益の額が、増加しています。

(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画

① 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
前年度からの繰越金	807
運営費交付金	7,453
補助金等	26
施設整備費補助金	175
受託収入	216
諸収入	964
農畜産物売払代	953
その他の収入	11
計	9,641
支出	
業務経費	2,961
うち家畜改良関係経費	2,595
種畜検査関係経費	70
飼料作物種苗関係経費	120
技術の普及指導関係経費	30
家畜個体識別関係経費	145
補助金等事業費	26
施設整備費	349
受託経費	216
一般管理費	319
人件費	5,769
計	9,641

② 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
経常費用	9,931
人件費	5,304
業務費	3,833
一般管理費	338
減価償却費	456
財務費用	3
臨時損失	0
計	9,933
収益の部	
運営費交付金収益	6,863
補助金等収益	26
受託収入	216
諸収入	964
農畜産物売払代	953
その他の収入	11
資産見返運営費交付金戻入	1,200
資産見返物品受贈額戻入	0
資産見返承継受贈額戻入	0
賞与引当金見返に係る収益	352
退職給付引当金見返に係る収益	291
臨時利益	0
計	9,912
純利益	△22
前中期目標期間繰越積立金取崩額	22
総利益	0

③ 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	
業務活動による支出	8,006
投資活動による支出	1,571
財務活動による支出	64
次年度への繰越金	0
計	9,641
資金収入	
業務活動による収入	8,659
運営費交付金による収入	7,453
補助金等による収入	26
受託収入	216
その他の収入	964
投資活動による収入	175
施設整備費補助金による収入	175
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度からの繰越金	807
計	9,641

令和5年度の予算、収支計画及び資金計画の詳細につきましては、（令和5年度）年度計画を御覧ください。

(<http://www.nlbc.go.jp/johokokai/gyoumujoyoho/index.html> 情報公開＞業務に関する情報＞中期目標・中期計画・年度計画)

17. 参考情報

(1) 要約した財務諸表の科目の説明

① 貸借対照表	
現金及び預金	現金及び預金であって、貸借対照表日の翌日から起算して一年以内に期限の到来しない預金を除くもの
その他（流動資産）	現金及び預金以外の短期資産で、未収金、棚卸資産、前払費用など短期に費用化・現金化できる資産
有形固定資産	土地、建物、構築物など、長期にわたって使用又は利用する有形の固定資産
その他（固定資産）	有形固定資産以外の長期資産で、ソフトウェア、電話加入権など、具体的な形態を持たない無形固定資産など
運営費交付金債務	独立行政法人の業務を実施するために国から交付された運営費交付金のうち、未実施の部分に該当する債務残高
引当金（流動負債）	将来の費用であって、その発生が当期に起因するため、当期の費用として計上するもののうち、一年以内に使用されると認められる賞与引当金
その他（流動負債）	運営費交付金債務・引当金（流動負債）以外の短期負債で、未払金、前受金など短期に弁済履行・収益化する債務
資産見返負債	運営費交付金等により、償却資産を取得した場合に計上される負債
引当金（固定負債）	将来の費用であって、その発生が当期に起因するため、当期の費用として計上するもののうち、一年以内に使用されないと認められる退職給付引当金
その他（固定負債）	資産見返負債・引当金（固定負債）以外の長期負債
資本金	国からの出資金であり、独立行政法人の会計上の財産的基礎を構成するもの
資本剰余金	国から交付された施設整備費補助金等を財源として取得した資産に対応する独立行政法人の会計上の財産的基礎を構成するもの
利益剰余金	独立行政法人の業務に関連し発生した剰余金の累計額
② 行政コスト計算書	
損益計算書の費用	損益計算書における経常費用、臨時損失
その他行政コスト	国からの出資金や国から交付された施設整備費補助金等を財源として取得した資産の減少に対応する、独立行政法人の実質的な会計上の財産的基礎の減少の程度を表すもの
行政コスト	独立行政法人がアウトプットを産み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの
③ 損益計算書	
業務費	独立行政法人の業務に要した費用
受託業務費	受託研究等に要した費用
一般管理費	独立行政法人の管理に要した費用
財務費用	利息の支払
雑損	業務費、受託業務費、一般管理費、財務費用以外の経常費用
運営費交付金収益等	国からの運営費交付金等のうち、当期の収益として認識した収益
事業収益	農畜産物売払収入などの収益
受託収入	受託研究等の外部資金の受入による収益
財務収益	利息の受取
雑益	運営費交付金収益等、事業収益、受託収入、財務収益以外の経常収益

臨時損失	固定資産の除売却損等
臨時利益	固定資産の売却益等
前中期目標期間繰越積立金取崩額	前中期目標期間繰越積立金の取崩額
当期総利益	独立行政法人通則法第 44 条の利益処分となる利益であって、独立行政法人の財務面の経営努力の算定基礎を示す指標としての性格を有するもの
④ 純資産変動計算書	
当期末残高	貸借対照表の純資産の部に記載されている残高
⑤ キャッシュ・フロー計算書	
業務活動によるキャッシュ・フロー	独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出等が該当
投資活動によるキャッシュ・フロー	将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産の取得・売却等による収入・支出が該当
財務活動によるキャッシュ・フロー	ファイナンス・リース債務の返済（元本償還）による支出や不要財産に係る国庫納付等による支出が該当

（２）その他公表資料等との関係の説明

家畜改良センターのホームページにおいて下記のとおり情報を公表・提供しています。

ホームページのアドレス

<http://www.nlbc.go.jp/>

牛の個体識別情報検索サービス

<https://www.id.nlbc.go.jp/top.html?pc>

家畜改良センターyoutube チャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UCKQ1YwYxsfItLAzhN8nkmuw>



・その他公表資料

①環境報告書（令和4年9月）



②乳用牛評価報告（令和4年12月）



③牛の個体識別番号を入力することで、生産地や異動履歴を表示する検索サービス
及び牛の異動情報を届出可能な届出 web システムサービス



④ 家畜改良センター紹介パンフレット・家畜衛生通信



⑤ 家畜改良センター公式 youtube チャンネル

令和4年度に4本の新規作成動画を公開しました。

【1】岩手牧場業務紹介

【2】熊本牧場における飼料作物の原種子生産

その他



独立行政法人家畜改良センター

@user-yk3iy4om8f チャンネル登録者数 45人 7本の動画

このチャンネルの詳細 >

チャンネル登録